FutureRays 株式会社 管理本部 岩佐光輝様

> FutureRays 株式会社 IT 第 8 技術グループ 越智亮平

労働組合結成に向けての要望書

上記につきまして、労働組合結成準備会(以下、準備会とします)を組織したことをご報告いたします。

準備会の代表者は私が努めさせていただきますが、準備会のメンバーについては、当面の間は非 公開とさせていただきます。

非公開の理由としまして、労働組合結成前ではありますが、労働組合法 7 条で禁止されております「不当労働行為(1 号 不利益な扱い、3 号 支配介入)」が行われないことが確約されていないため、準備会のメンバーが不利益を被ることがないように保護するためとなります。

さて、本題であります、労働組合結成に向けて要望についてですが、準備会の活動に必要と思われる事項について、就業規則に則り、下記のとおり許可と確認をお願い申し上げます。

記

- 1. 第 46 条 (インターネットおよび電子メールの使用) 1 項について 準備会からの情報発信や連絡の手段として、業務時間外において、メールや Teams、社用携帯や 貸与 PC の利用を許可していただきたいです。
- 2. 第 40 条 (その他の遵守事項) ①について 準備会の作成する文書などを社内施設への掲示、配布することを許可していただきたいです。
- 3. 第 65 条 (譴責、減給、出勤停止、降格) 9 項について 懇親会など会社施設外でのスピーチや声明、印刷物の配布など、処分の対象とならないことを ご認識していただき、また、第 40 条での許可を頂くことで 9 項の処分対象に該当しないことの 確認をいただきたいです。
- 4. 前述している点と重複しますが、労働組合結成前ではありますが、労働組合法7条で禁止されております「不当労働行為(1号不利益な扱い、3号支配介入)」が行われないことをご確約いただきたいです。

以上です。